

職 補 — 2 0 6

令和 7 年 6 月 3 0 日

〔 各 府 省 官 房 長 等
各 行 政 執 行 法 人 の 長
日本郵政株式会社人事部長 〕 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「アフターケアの範囲の基準等について」の一部改正について（通知）

「アフターケアの範囲の基準等について（昭和 6 3 年 4 月 8 日職補— 1 8 4）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日（第 1 の 2 の(6)のイの定めのうち、「移送の費用及び旅行費の取扱いについて（令和 7 年 6 月 3 0 日職補— 2 0 7）」（以下「移送の費用等取扱い通知」という。）の 4 の定め of 例により取り扱うものとする部分については、同年 7 月 1 日）以降は、これによってください。

なお、この通知による改正後の規定（第 1 の 2 の(6)のイの定めのうち、移送の費用等取扱い通知の 4 の定め of 例により取り扱うものとする部分を除く。）は、同年 4 月 1 日以後に出発する移送の費用について適用し、同日前に出発する移送の費用については、なお従前の例によってください。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する移送の費用については、当該規定は、当該移送の費用のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該移送の費用のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第１ 外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等に由来する脳の器質性障害が生じた者に対するアフターケア １ （略） ２ アフターケアの範囲の基準 アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に付随する診断、処方及び意見を含むものとし（第２から第１８までにおいて同様とする。）、アフターケアの各項目における範囲の基準は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） (6) 「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「病院又は診療所への入所及びその療養に伴う世話その他の看護」又は	第１ 外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等に由来する脳の器質性障害が生じた者に対するアフターケア １ （略） ２ アフターケアの範囲の基準 アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に付随する診断、処方及び意見を含むものとし（第２から第１８までにおいて同様とする。）、アフターケアの各項目における範囲の基準は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） (6) 「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「病院又は診療所への入所及びその療養に伴う世話その他の看護」又は

「移送」は、医学上又は社会 通念上特に必要であり、か つ、相当であると認められる 範囲のものとし、「移送」に <u>あつては次によるものとし</u> <u>る</u>。第２から第１８までにお いて同様とする。 <u>ア 移送の費用については、</u> <u>「災害補償制度の運用につ</u> <u>いて（昭和４８年１１月１</u> <u>日職厚一９０５）」第８の</u> <u>４の規定の例により支給す</u> <u>るものとする。</u> <u>イ アにより移送の費用を支</u> <u>給する場合におけるその細</u> <u>目については、「移送の費</u> <u>用及び旅行費の取扱いにつ</u> <u>いて（令和７年６月３０日</u> <u>職補一２０７）」の１及び</u> <u>４の定める例により取り扱</u> <u>うものとする。</u> 第２～第１８ （略）	「移送」は、医学上又は社会 通念上特に必要であり、か つ、相当であると認められる 範囲のもの<u>に限る</u>。第２から 第１８までにおいて同様とす る。 （新設） （新設） 第２～第１８ （略）
---	---

以 上